

# 公益財団法人 東京 YWCA 定款

## 第 1 章 総則

### 〔名称〕

第 1 条 この法人は、公益財団法人東京 YWCA と称する。

### 〔事務所〕

第 2 条 この法人は主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 〔目的〕

第 3 条 この法人は、キリスト教の基盤にたち、奉仕の精神を養い、青少年及び女性の人格と健康の向上をはかり、また、持続可能な環境の達成に努め、それによってすべての人びとのために自由と尊厳、正義と平和を実現することを目的とする。

### 〔規律〕

第 4 条 この法人は、別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### 〔事業〕

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 心身の健全な発達に資する事業
- (2) 社会的公正に資する事業
- (3) 生涯教育・人材養成に資する事業
- (4) 青少年及び女性のリーダーシップ養成に資する事業
- (5) 社会福祉に資する事業

但し、療育事業は次のイからハまで、障がい児・者介護事業はニの通りとする。

- イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
  - ロ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
  - ハ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
  - ニ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) 国際平和に資する事業
  - (7) 思想・信教の自由に資する事業
  - (8) 施設等を貸与する事業
  - (9) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

### 〔加盟〕

第 6 条 この法人は、公益財団法人日本 YWCA に加盟し、第 3 条の目的を達成するため、日本 YWCA の加盟する世界 YWCA 及び日本 YWCA と連携をはかるものとする。

## 第 2 章 資産及び会計

### 〔基本財産〕

第 7 条 この法人の目的である事業を行うために、理事会で定める財産をこの法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を必要とする。

### 〔事業年度〕

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### 〔事業計画及び収支予算〕

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### 〔事業報告及び決算〕

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

### 〔公益目的取得財産残額の算定〕

第 11 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の

規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### 第3章 評議員

#### 〔評議員〕

第12条 この法人に評議員11名以上15名以内を置く。

- 2 評議員のうち1人を評議員長とする。
- 3 評議員長は互選により選出する。

#### 〔評議員の選任及び解任〕

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により

設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 6 第 4 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

#### 〔任期〕

- 第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### 〔評議員に対する報酬等〕

- 第 15 条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第 4 章 評議員会

#### 〔構成〕

- 第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### 〔権限〕

- 第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 評議員の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の選任及び解任
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 理事及び監事の報酬等の額
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (6) 財産目録
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### 〔開催〕

第 18 条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### 〔招集〕

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### 〔招集の通知〕

第 20 条 代表理事は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

#### 〔議長〕

第 21 条 評議員会の議長は、評議員長がこれにあたる。

#### 〔決議〕

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### 〔決議の省略〕

第 23 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案

について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすこととする。

#### 〔報告の省略〕

第 24 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなすこととする。

#### 〔議事録〕

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会議長及び当該評議員会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印する。

## 第 5 章 役員

#### 〔役員の設定〕

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 9 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、1 名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 代表理事及び前 2 項に定める常務理事以外の理事の中から、業務を分担執行する理事 2 名以内を選任し、業務執行理事とすることができる。

#### 〔役員を選任〕

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

#### 〔理事の職務及び権限〕

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告

しなければならない。

#### 〔監事の職務及び権限〕

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### 〔役員任期〕

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補充又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### 〔役員解任〕

第 31 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### 〔報酬等〕

第 32 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

#### 〔責任の免除〕

第 33 条 この法人は、役員等の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は理事会の決議によって、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただしその契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 6 章 理事会

### 〔構成〕

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### 〔権限〕

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。
- 3 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産(基本財産を含む。)の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
  - (6) 第 33 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

### 〔種類及び開催〕

第 36 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度 6 月に開催するほか、3 月に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき
  - (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
  - (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

### 〔招集〕

第 37 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし前条第 3 項第 3 号及び第 6 項により招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号に該当する場合は、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。



- 3 代表理事が欠けたときは又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。

#### 〔決議〕

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 〔決議の省略〕

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすこととする。ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### 〔報告の省略〕

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項による報告には適用しない。

#### 〔議事録〕

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 定款の変更及び解散

#### 〔定款の変更〕

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び第13条についても適用する。

#### 〔解散〕

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

#### 〔公益認定の取消し等に伴う贈与〕

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 〔残余財産の帰属〕

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈

与するものとする。

## 第 8 章 運営委員会

### 〔運営委員会〕

第 46 条 この法人に運営委員会を置く。

2 前項の委員会は第 48 条に定める会員によって、15 名から 19 名で構成する。

3 第 1 項の委員会は、次に掲げることを行う。

(1) この法人の事業の進捗状況を点検、評価し、理事会に意見を具申すること

(2) 第 6 条の日本 YWCA 及び日本 YWCA が加盟する世界 YWCA との協力

(3) その他必要な事項の処理

4 第 1 項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 第 1 項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

## 第 9 章 事務局

### 〔事務局〕

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により、別に定める。

## 第 10 章 会員

### 〔会員〕

第 48 条 この法人の目的に賛同し、事業を後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第 11 章 公告の方法

### 〔公告の方法〕

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 12 章 補則

### 〔委任〕

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は川戸れい子、業務執行理事（常務理事）は尾崎裕美子、業務執行理事は外山眞理及び長谷川りゑ子とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
飯塚拓也、岩村太郎、及川津紀子、大島和美、河島京美、川島堅二、杉本策子、瀬戸英治、高橋りえ子、新田和子、東平瑞江、細貝順子、前田侑子、町田洋子、実生律子

2013 年 6 月 24 日 改正

2017 年 3 月 24 日 改正